

健全化比率及び資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、藤枝市の健全化判断比率及び資金不足比率について、以下のとおり算定しました。これは、平成19年6月に公布された上記法律に基づき、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告及び公表するものです。

本市の令和6年度決算に基づく健全化判断比率等はいずれも早期健全化基準等を下回っています。

※早期健全化基準等とは

健全化判断比率のうちいずれかが”早期健全化基準”以上の場合は、「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定し、市民へ速やかに公表するとともに、県知事に報告をします。また、毎年度の実施状況を議会に報告し、公表をし、状況に応じて、県知事から勧告を受けます。資金不足比率も同様に”経営健全化基準”以上の場合は、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

1 健全化判断比率

(単位:%)

年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
6	— (11.77)	— (16.77)	4.7 (25.0)	— (350.0)
5	—	—	5.0	—
4	—	—	5.5	—
3	—	—	6.5	—
2	—	—	7.7	5.5
元	—	—	8.5	2.4
30	—	—	9.3	—
29	—	—	9.8	2.6

備考

- 1 実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載
- 2 括弧内の数値は、本市における早期健全化基準

2 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称／年度	6	5	4	3	2	元	30	29
病院事業会計	—	—	—	—	—	—	—	—
水道事業会計	—	—	—	—	—	—	—	—
下水道事業会計	—	—	—	—	—	—	—	—
内陸フロンティア事業特別会計				—	—	—		

備考

- 1 資金不足額がない場合又は資金不足比率が算定されない場合は「—」と記載
- 2 経営健全化基準は20%
- 3 下水道事業会計は令和2年度より公営企業会計に移行
- 4 内陸フロンティア事業特別会計は事業終了に伴い令和3年度末で廃止

実質赤字比率

一般会計等の赤字が標準財政規模に占める割合を示す指数であり、財政規模に応じて早期健全化基準が定められ、本市は 11.77% です。

<計算式>

実質赤字比率＝
$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \Delta 3.88\% \text{（黒字）} \rightarrow \text{（－）}$$

- 一般会計等の実質赤字額 : 一般会計及び土地取得特別会計の実質赤字の額
※ 実質赤字額とは繰上充用額や支払繰延額、事業繰越額の合計を指し、本市は黒字であるため実質赤字はない
- 標準財政規模 : 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表すもので、標準税収入額、普通交付税及び臨時財政対策債の合計額

	本年度	前年度
分子 / 実質赤字額	Δ 1,200,433千円	Δ 2,458,090千円
分母 / 標準財政規模	30,874,244千円	30,261,579千円
算出値	Δ 3.88%	Δ 8.12%

連結実質赤字比率

実質赤字比率を藤枝市全ての会計（特別会計・企業会計含む）で算出した場合における割合を示す指数であり、財政規模に応じて早期健全化基準が定められ、本市は 16.77% です。

<計算式>

連結実質赤字比率＝
$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \Delta 26.14\% \text{（黒字）} \rightarrow \text{（－）}$$

- 連結実質赤字額 : 全ての会計の赤字額・黒字額、又は資金不足額・剰余額を合算した場合において赤字となる額で、全会計黒字となりますので同比率では（－）表示となる。

	本年度	前年度
分子 / 連結実質赤字額	Δ 8,072,066千円	Δ 10,448,412千円
分母 / 標準財政規模	30,874,244千円	30,261,579千円
算出値	Δ 26.14%	Δ 34.52%

実質公債費比率

公債費の財政負担の程度（公債費や公営企業債に対する繰出金や債務負担、他団体等への支出における公債費相当額などを含めた実質的な公債費相当額）を示す指数の令和4年度～令和6年度の3ヶ年平均値であり、早期健全化基準は 25.0% です。

<計算式>

（地方債元利償還金＋準元利償還金）－
（特定財源＋地方債元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）
標準財政規模－地方債元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
（3ヶ年平均）

＝ 4.7%

R4 = 4.64237% R5 = 5.25234% R6 = 4.49201%

- 地方債元利償還金

準元利償還金
- ： 一般会計等における地方債の元利償還金
- ： 他会計への繰出しや負担金等のうち地方債の償還の財源に充てられたと認められる金額として算出された①～③の合計
- ①他会計関係
- 一般会計等から一般会計等以外の企業会計（病院・水道・下水道等）への繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ②他団体関係
- 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等（志太広域事務組合）が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③債務負担行為等
- 債務負担行為に基づく支出（団体営土地改良事業償還金等）のうち公債費に準じるもの
- 特定財源
- ： 地方債元利償還金又は準元利償還金に充当したと認められる財源（都市計画税、公営住宅使用料等）
- 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
- ： 普通交付税算定において、公債費や事業費補正等として、基準財政需要額に算入された額

■本年度の状況

	本年度	前年度	増減
分子	1,236,813千円	1,396,247千円	△ 159,434千円
うち一般会計元利償還金	3,635,223千円	3,893,653千円	△ 258,430千円
分母	27,533,591千円	26,583,322千円	950,269千円
うち標準財政規模	30,874,244千円	30,261,579千円	612,665千円
うち元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,340,653千円	3,678,257千円	△ 337,604千円
算出値	4.7%	5.0%	△ 0.3%

将来負担比率

普通会計・特別会計・第三セクター等を含めた債務負担や赤字額の合計が標準財政規模に占める割合で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標であり、早期健全化基準は 350.0% です。

<計算式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \Delta 23.0\% \rightarrow (-)$$

- 将来負担額 : ①から⑧までの合計額
- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③ 一般会計等以外の会計（病院・水道・下水道・内陸フロンティア）の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額
 - ④ 一部事務組合等（志太広域事務組合）の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担見込額
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ⑥ 設立法人等の負債のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額 →当市は該当無し
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 →当市は該当無し
- 充当可能基金額 : 上記①から⑦までの負担見込額等に充てることができる地方自治法に定められた基金
- 特定財源見込額 : 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高に対して将来的に充当することが見込まれる特定財源で、実質公債費比率算定の際に用いた特定財源など
- 基準財政需要額算入見込額 : 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高に対して将来的に普通交付税算定時に基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

■本年度の状況

	本年度	前年度	増減
分子	△ 6,355,756千円	△ 8,022,909千円	1,667,153千円
うち一部事務組合等負担見込額	2,465,570千円	2,268,381千円	197,189千円
うち充当可能基金	23,881,703千円	23,839,374千円	42,329千円
分母	27,533,591千円	26,583,322千円	950,269千円
うち標準財政規模	30,874,244千円	30,261,579千円	612,665千円
うち元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,340,653千円	3,678,257千円	△ 337,604千円

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度の割合になるかを示す指標であり、経営健全化基準は 20.0% です。

<計算式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \text{全対象会計の資金不足無し}$$

※病院事業、水道事業、下水道事業

資金の不足額 … ①、②により算定した額です。

① 資金の不足額（法適用企業）

＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額

② 資金の不足額（法非適用企業）

＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のこと。

事業の規模 ①、②により算定した額です。

① 事業の規模（法適用企業） ＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

② 事業の規模（法非適用企業） ＝ 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

資金不足額	本年度	前年度
病院事業	—	—
水道事業	—	—
下水道事業	—	—

※ 資金不足額がない場合又は資金不足比率が算定されない場合は、「—」と記載